○日本体育大学障がい学生修学支援規程

平成29年2月6日

学長制定

(目的)

第1条　この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。)における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2　この規程において「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」等の内容は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が定めるところによる。

(責務)

第3条　学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう配慮する。

2　学長は支援を申し出た学生に対し合理的配慮の提供に努めなければならない。

3　学生支援センター長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう配慮する。

4　学生支援センター長は支援を申し出た学生への合理的配慮の提供にあたり、支援実施計画を定めなければならない。

5　教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう配慮するとともに、学生支援センター長が定めた支援実施計画に基づき、具体的支援を実施しなければならない。

(支援の申し出)

第4条　障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を学生支援センターに申し出ることができる。

2　学生支援センターは、申し出のあった学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(支援実施計画)

第5条　学生支援センター長は、前条の申し出及び聴取を受け支援実施計画の案を策定し、学生支援センター運営委員会の議を経て、当該学生の合意を得たうえで支援実施計画を決定する。

2　学生支援センター長は、決定した支援実施計画を関係する教職員等に周知するとともに、その実施を推進する。

3　学生支援センターは、当該学生に対し支援実施計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

4　学生支援センター長は当該学生の合意のもと、支援実施計画を変更することができる。その場合の手続きは、本条第1項による。

(支援実施体制)

第6条　教職員等は学生支援センターと連携し、策定された支援実施計画に基づき具体的な支援を実施しなければならない。

(支援に係る事務)

第7条　障がいのある学生の修学支援に関する事務は、学生支援センターが行う。

(秘密保持義務)

第8条　障がいのある学生の修学支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び修学の支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第9条　この規程に定めるもののほか、支援の実施に必要な事項については、学長又は学生支援センター運営委員会が定めることができる。

(改廃)

第10条　この規程の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学長が行う。

附　則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。